第二十四条の二十二中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改める。

第二十四条の二十九第二項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の二十九第二項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二十四条の二十九第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の二十九第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二十四条の三十の次に次の三条を加える。

（法第七百三条の四第六項ただし書及び第八項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の二　法第七百三条の四第六項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第八項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の基礎課税額」という。）が同条第六項に規定する基礎課税限度額（次項において「基礎課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の基礎課税額（当該補正前の国民健康保険税の基礎課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の基礎課税額が基礎課税限度額を超える場合には、当該基礎課税限度額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第十五項ただし書及び第十六項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の三　法第七百三条の四第十五項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第十六項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額」という。）が同条第十五項に規定する後期高齢者支援金等課税限度額（次項において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（当該補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額を後期高齢者支援金等課税限度額として計算した後期高齢者支援金等課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第十二項の標準後期高齢者支援金等課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第二十三項ただし書及び第二十四項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の四　法第七百三条の四第二十三項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第二十四項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額」という。）が同条第二十三項に規定する介護納付金課税限度額（次項において「介護納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する介護納付金課税被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の介護納付金課税額を介護納付金課税限度額として計算した介護納付金課税額）の総額のうち介護納付金課税被保険者に係る所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十項の標準介護納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

附則第二条の四に次の一項を加える。

2　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の㈢の上欄に掲げる通知書を送付する地方団体の長は、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一　指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該通知書を書面等により送付するときに記載すべきこととされている事項を送信すること。

二　特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法附則第七条第五項及び第十二項に規定する市町村長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三　当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されること。

附則第三条の二の十九中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅）

第三条の二の二十一　政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。